

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	中央卸売市場 南港市場（06-6675-2010）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	使用停止、許可の取消し
概要	条例に違反した場合等において、処理場の使用者に対し、使用の許可を取り消し、又は使用を停止することがあります。
根拠法令等 及び条項	食肉処理場条例第3条（昭和59年4月1日条例第21号） (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
処分基準	◎次の各号の1に該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止することがあります。 (1) と畜場法その他の法令に又は条例に違反したとき ○その他の法令とは、処理場に関連した法のことをいいます。 (2) 処理場の衛生保持上必要な措置を怠ったとき ○衛生保持上とは、と畜場法で規定された事項をいいます。 (3) 処理場における業務を妨害する行為があったとき ○業務の妨害とは、処理作業の妨害及び条例に違反する行為等をいいます。 (4) その他市長が必要と認めるとき ○施設の管理、業務の監督、環境の保全その他管理上必要と認める場合をいいます。
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/shijo/page/0000023610.html
備考	—